

1 板橋区いじめ防止等に関する基本的考え方

板橋区では、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成 26 年板橋区条例第 23 号）第 3 条に規定されている基本理念に基づき、かけがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ問題の克服に向けた対策に、強い決意で組織的に取り組んでいく。

この基本理念に基づき、区の基本方針の柱は以下の 3 点とし、学校・保護者・区民・関係諸機関等とが互いの連携の下、各々の責務や役割に応じて施策を講ずるものとする。

【基本理念】

- 1 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。
- 2 区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。
- 3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第 3 条）

【基本方針の 3 本柱】

- 1 いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- 2 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- 3 いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に取り組む、早期解決を図る。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の対象となる子どもは、第 2 条で規定されている①板橋区に在住している ②板橋区内の学校・幼稚園・保育所に在籍しているいずれかの条件に合致する者のうち満 4 歳から 18 歳までの者である。

2 赤塚第一中学校いじめ対策の基本方針

➤いじめの定義

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

■東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第2条

■いじめ防止対策推進法第2条第1項

(1) いじめ防止等に関する取組

いじめ問題に対して、教職員が常に危機意識をもち、日常からいじめの兆候を見逃さないように努め、「いじめを生まない、許さない」姿勢で取り組むとともに、子どもがいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

①親和的な学級づくり～いじめを生まない、許さない学校づくり～

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうると考え、すべての教育活動において、自他の個性、違いを認め合い、尊重し、励まし合い、支え合い、高め合い、自他の生命を大切にするような共感的な人間関係をつくれるように支援する。

②校長講話や年3回以上のいじめ防止に関する授業等を通して、生徒会等による主体的な取組を通して、いじめは人権を侵害する、いかなる理由があつても許されない行為であることの意識、人権意識や規範意識を高めるとともに、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるように支援する。

③学校生活の様々な活動において、自己肯定感や自尊感情を育み、日頃から話し合い活動による合意形成や意思決定の場を設定し、多様性を認め合い、自己指導能力を育成する。

④SNSやインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを指導し、保護者へもフィルタリング設定や家庭でのルール作り等を周知徹底する。

⑤学校がいじめ防止対策基本方針を保護者会や学校ホームページを通じて保護者やコミュニティスクール委員会、地域に周知する。

⑥家庭、地域と連携を図り、規範意識を養う指導などに努めていただくとともに、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなどいじめ防止等の取組とともに取り組む。

⑦教職員が、軽微ないじめも見逃さない鋭敏な感覚を磨き、いじめ防止・早期発見・早期対応、一人で抱え込まず組織的な対応等ができるように、年3回校内研修会を実施する。

(2) いじめ等の早期発見に向けた取組

①年3回(6月、11月、2月)のふれあい月間のアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から子どもが相談しやすい雰囲気をつくる。

②第7学年において「SOSの出し方教育」を行う。

③SCによる第7学年への全員面接を実施し、生徒間のいじめの早期の発見につなげる。

④学校生活全体を通して、子どもの様子を観察することにより、いじめの早期発見に努める。

⑤生活指導部会や支援委員会等で定期的に教職員同士の情報交換の場を設定する。

- ⑥保護者、コミュニティスクール委員、地域からいじめ等の疑われる事案等については、学校に情報提供をお願いする。

(3) いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

- ①被害生徒への支援として、「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達を行い、「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害生徒の味方であることを明言する。
- ②被害児童・生徒への対応として、「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行い、周囲の児童・生徒、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ③該当する保護者への密な連絡・報告を行い、早期解決を図っていく。
- ④加害生徒への措置として、速やかに保護者への連絡を行い、行ったことの明確化、保護者の責務を確認するとともに、被害生徒が納得できる話となるように、被害者の意向に添い、謝罪の場を設ける。
- ⑤コミュニティスクール委員会または学校サポートチームにおいても、いじめの状況を説明し、課題解決に向けた協力を依頼をする。

3 いじめ防止などのための組織

(1) いじめ防止対策委員会

①設置の目的

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うことを目的とする。

②委員会の役割

- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため、学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
- ・いじめや、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。

③委員会構成

いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路学習主任、G I G A部主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、特別支援学級主任、特別支援教室主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成する。なお、内容・案件により、他

の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実状に応じて定める。

学校サポートチームは、スクールソーシャルワーカー、コミュニティスクール委員、子ども家庭総合支援センター職員、主任児童委員、警察職員等である。

4 いじめ防止に向けた年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none">・職員会議にて、いじめ防止対応について教職員で共通認識を図る。・保護者会等にて、本校のいじめ対応について説明するとともに、ホームページに掲載する。
5月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止に向けた授業を特別の教科 道徳にて行い、いじめ防止への意識を高める。・スクールカウンセラーによる全員面接を開始する。(第7学年)・コミュニティスクール委員会において、学校がいじめ防止対応について説明する。
6月	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行い、対応する。・いじめ防止に向けた授業を特別の教科 道徳にて行い、いじめ防止への意識を高める。・教職員向けチェックリストを行う。
7月	<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーによる全員面接を終了する。(第7学年)・「SOSの出し方に関する教育」を行う。・WEBQUの分析を行い、人間関係づくりや学級づくりに活用する。・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導を行う。・相談窓口一覧を周知する。・三者面談にて、学校生活面での課題を聞き取る。・学校評価を行う。
8月	<ul style="list-style-type: none">・アンケートにて登校への不安等を聞き取る。・教職員にて校内研修を行う。
9月	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティスクール委員会において現状を報告する。
10月	<ul style="list-style-type: none">・合唱コンクールへの取組において、多様性の尊重、自己肯定感の向上に努める。・いじめ防止に向けた授業を特別の教科 道徳にて行い、いじめ防止への意識を高める。
11月	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行い、対応する。・教職員にて校内研修を行う。・教職員向けチェックリストを行う。
12月	<ul style="list-style-type: none">・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導を行う。・相談窓口一覧を周知する。
1月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止に向けた授業を特別の教科 道徳にて行い、いじめ防止への意識を高める。・コミュニティスクール委員会において現状を報告する。
2月	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいアンケートで、生徒への調査を行い、対応する。・教職員向けチェックリストを行う。
3月	<ul style="list-style-type: none">・不安や悩みを抱えたときに相談することの大切さを伝える指導を行う。・相談窓口一覧を周知する。

5 いじめ重大事態への対応

▶いじめの重大事態の定義

- 一 当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については30日を目安とするが、7日程度連続欠席の段階で迅速に対応

■いじめ防止対策推進法第28条第1項

一 に示す「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のような場面を想定し、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

二 に示す「相当の期間」については、いじめを理由として欠席が年間累計30日を目安とする。ただし、子どもがいじめを理由として7日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

一、二に共通していることは、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときや疑いがあると認めたときは、いじめの行為が軽微なものであってもいじめを理由として不登校になったときは、その時点で、重大事案が発生したものとして報告・調査を行う。また、いじめを理由に転校をした場合は、転校に至るほど精神的苦痛を受けていたと捉え、一に示すいじめの重大事態として対応する。

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で直ちに板橋区教育委員会に重大事態の発生を報告する。その上で文書にて、板橋区委員会重大事態発生の経緯を報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

② 重大事態の調査主体

学校が、板橋区教育委員会の指導・助言を受けながら「学校調査委員会」を設置し、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

「学校調査委員会」が調査を行った結果、その結果に対し必ずしも十分でないと感じた場合、板橋区教育委員会の附属機関である専門委員会によって調査を行う。

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

③ 調査の内容

法第28条第1項において「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。また「事実関係を明確にする」とは重大事態に係る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。これらのことを念頭に置きながら、当該重大事態の状況に応じた調査方法等決定の上、適切に調査を進める。

6 取組に関する点検と改善の方策

いじめ防止の取組に関しては、学校評価において、教職員、生徒、保護者対象の評価を行う。その結果を分析し、改善策を明らかにして、次年度へ生かしていく。

「いじめ未然防止のための取組に関すること」「いじめ早期発見のための取組に関すること」「いじめ早期対応・早期解決のための取組に関すること」「いじめ再発防止のための取組に関すること」については、アンケート項目に入れ、自校の取組を点検し、必要に応じて適正な対応が行えるよう学校組織として改善していく。